平成２１年（フ）第３２６号
兵庫県川辺郡猪名川町広根字九十九８番　医療法人社団衿正会生駒病院、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目84番地９
債務者　川畑　八郎
1　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　破産債権の届出期間　平成21年10月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月24日午前10時25分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成21年11月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６９３号
埼玉県上尾市大字瓦葺2114番地６、旧住所さいたま市北区宮原町４丁目107番地５
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１３５号
埼玉県幸手市東２丁目21番４号
債務者　永井ときみ
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４２号
埼玉県川口市芝東町８番８号、旧住所埼玉県川口市芝西１丁目16番30号
債務者　西山百合子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６１号
さいたま市南区根岸５丁目２番４号　パレス根岸Ｂ棟102号室
債務者　中盛　昌訓
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１６９号
埼玉県川口市大字木曽呂840番地　木曽呂市営住宅103号
債務者　石橋　忠雄
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７２号
埼玉県新座市北野３丁目３番25号
債務者　原口　項邦
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１７８号
さいたま市中央区本町東５丁目18番29号　ヒカメハイツＡ―103号、旧住所千葉県松戸市松戸新田550番地の33　ハイム上本郷101号望月方
債務者　比毛　　功
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８５号
さいたま市北区日進町２丁目344番地
債務者　大庭　源一
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４３２号
埼玉県草加市松原４丁目Ｄ56番205号
債務者　安田　正陽
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
函館市本町５番27―503号
債務者　佐々木美代子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第４４６号
函館市美原３丁目19番８号
債務者　坂井　祥子
1　決定年月日時　平成21年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０号
群馬県沼田市高橋場町4912番地　県営住宅Ｄ―77号
債務者　吉野　道子
1　決定年月日時　平成21年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
群馬県館林市東美園町19番地の９
債務者　柿沼　藤夫
1　決定年月日時　平成21年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１１７号
岐阜県中津川市中津川2994番地の３
債務者　小野　惠子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１５６号
岐阜県瑞浪市北小田町４丁目43番地
債務者　市川　経高
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第１６１号
岐阜県土岐市肥田浅野笠神町２丁目９番地の１　シャトーカサガミ101号
債務者　島田　優子
1　決定年月日時　平成21年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部